

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	モバイルレジを活用した介護保険料の納付に係る納付サービス提供事業者との外部結合等について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合）

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：福祉部介護保険課）

事業の概要

事業名	モバイルレジを活用した介護保険料の納付
担当課	介護保険課
目的	モバイルレジを活用した介護保険料の納付について、新たな決済手段であるクレジット納付を導入することにより、区民の納付機会の拡充と利便性の向上を図る。
対象者	介護保険料の納付義務者
事業内容	<p>区では、現在、介護保険料（普通徴収分）の収納方法として、介護保険課及び特別出張所窓口での収納、金融機関窓口での収納、口座振替による収納、コンビニエンスストアでの収納（平成17年度第4回本審議会承認・了承済）、モバイルレジを利用したインターネットバンキングでの収納に対応している（資料18—1参照）。</p> <p>この度、区民の利便性向上等の観点から収納方法の拡充を改めて検討したところ、次の（1）及び（2）のメリットが見込まれるため、令和3年度より「モバイルレジを活用したクレジット納付」を導入することとした（資料18—1参照）。</p> <p>なお、「モバイルレジを活用したクレジット納付」については、特別区民税・都民税及び軽自動車税（税務課所管）、国民健康保険料（医療保険年金課所管）の収納において、先行して導入しており（平成30年度第8回本審議会承認・了承済）、今回は、介護保険料（介護保険課所管）において、同様の仕組みを導入するものである。</p> <p>（1）区民の利便性の向上</p> <p>モバイルレジを活用したクレジット納付を導入することにより、介護保険課及び特別出張所窓口・金融機関窓口・コンビニエンスストアに行かずに（※）、介護保険料の納付が可能となり、区民の納付方法の拡充、利便性の向上を図ることができる。</p> <p>※…モバイルレジの専用アプリをダウンロードしたスマートフォン・タブレット等の端末を使用し、納付書のバーコードを読み取って操作を行うことで、納付手続きが完了する。</p> <p>（2）業務効率の向上</p> <p>モバイルレジを活用したクレジット納付では、現行の収納方法に比べ、区の職員が、収納データをより早く確認することができる。そのため、区より督促状を送付する際に行き違いの送付が少なくなる等の業務効率の向上が見込まれる。</p> <p>納付見込み件数：150件 (参考) 令和元年度のモバレジインターネットバンキング収納件数：76件</p>

件名 モバイルレジを活用した介護保険料の納付に係る納付サービス提供事業者との外部結合について

保有課(担当課)	介護保険課
登録業務の名称	保険料の収納業務
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 介護保険料の納付義務者 2 情報項目 資料18-3のとおり
結合の相手方	納付サービス提供事業者(株式会社エヌ・ティ・ティ・データ) (プライバシーマーク及びISMS認証取得済)
結合する理由	モバイルレジを活用した介護保険料の納付(インターネットバンキング納付及びクレジット納付)は、専用アプリのダウンロードが必要である。介護保険料の納付義務者が、その専用アプリを使用し、納付手続を行うと、納付サービス提供事業者が有する収納センターに収納データが送られる仕組みとなっている。そのため、区が収納データを把握し、管理するためには、納付サービス提供事業者が有する収納センターとの外部結合が必要となる。
結合の形態	ISDN回線を使用した専用端末によるデータ受信
結合の開始時期と期間	<p>令和3年4月1日から(次年度以降も、同様の外部結合を行う。) (令和2年10月1日から試行運用開始)</p> <p>※インターネットバンキング納付は平成23年度から開始している。 ※なお、令和3年8月をもってISDN回線及び専用端末は廃止され、LGWAN回線及びLGWAN端末(イントラPC)を利用したデータの送受信に切り替わる予定である。</p>
情報保護対策	<p>本件外部結合に当たっては、「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」に基づき、次の個人情報保護措置を講ずる。</p> <p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報を取り扱う区職員及び事業者の従事者には、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導する。 2 必要に応じ、区職員が納付サービス提供事業者への立入調査を行う。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 接続するネットワークは専用回線とし、通信する事業者を限定する。 2 区が受信する情報は、暗号化により事業者以外に解読不能とする。 3 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止する。 4 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止する。 5 ネットワーク機器等を制御し、通信できるシステムを限定する。 6 情報を取り扱う端末については、電子証明書及びユーザID・パスワード等の確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当職員以外利用はできないものとする。 7 情報へのアクセス制御を実施し、区職員及び事業者の従事者が利用できる情報を限定する。 8 ログや操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録する。 9 利用する端末には、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定するなど、情報を容易に外部へ持ち出せないようにする。

件名 モバイルレジを活用した介護保険料の納付に係る収納データ作成等業務の委託について

保有課(担当課)	介護保険課
登録業務の名称	保険料の収納業務
委託先	1 納付サービス提供事業者(株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(プライバシーマーク及びISMS認証取得済)) 2 クレジットカード指定代理納付者(株式会社ジェーシービー/ユーシーカード株式会社(PCI DSS:クレジット業界国際的セキュリティ標準取得済))
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	介護保険料の収納情報(資料18-3参照)
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(委託先のシステム及びサーバ)
委託理由	<p>1 納付サービス提供事業者(株式会社エヌ・ティ・ティ・データ) モバイルレジを活用した納付(インターネットバンキング納付及びクレジット納付)の利用にあたっては、納付義務者が専用アプリを使用して手続きを行うことにより、納付サービス提供事業者が有する収納センターのサーバに収納データが送られる仕組みである。そのため、区がモバイルレジを活用した収納を実施するためには、収納データの作成及び区への送信、サーバ管理の委託が必要となる。</p> <p>株式会社エヌ・ティ・ティ・データは、プライバシーマーク、ISMSの認証取得事業者であり、ITに係る高い技術力と様々な実績及び提案力を持つ事業者により業務を委託することにより、安全かつ効率的な収納業務を行うことができる。</p> <p>2 クレジットカード指定代理納付者(株式会社ジェーシービー/ユーシーカード株式会社) モバイルレジを活用した納付におけるクレジット決済の利用にあたっては、カード会社(VISA、MASTER等)への与信照会(クレジットカードの有効期限や利用限度額の確認)が必要であり、与信照会の結果を受けたクレジットカード指定代理納付者が、介護保険料の代理納付を行う仕組みである。介護保険料の代理納付をするノウハウや仕組みを区が有していないため、与信照会及び介護保険料の代理納付業務を委託することとする。</p> <p>なお、モバイルレジを活用した納付におけるクレジット決済においては、区(甲)、納付サービス提供事業者(乙)、クレジットカード指定代理納付者(丙)の『三者契約』を締結する。乙は甲に収納データを送付し、丙は代理納付した金額を甲指定の口座に入金する。甲は乙及び丙のいずれに対しても個人情報保護対策を実施させる必要があるため、三者契約とする。</p>
委託の内容	<p>1 納付サービス提供事業者(株式会社エヌ・ティ・ティ・データ)に取り扱わせる内容 (1) モバイルレジ専用アプリの提供及びアプリによる納付サービスの運用 (2) 収納データの作成及び送信業務 (3) 納付サービス提供事業者が有する収納センターのサーバ管理業務</p> <p>2 クレジットカード指定代理納付者(株式会社ジェーシービー/ユーシーカード株式会社) (1) 介護保険料支払い時のクレジットカード会社への与信照会(クレジット</p>

	トカードの有効期限や利用限度額の確認) 業務 (2) 介護保険料の代理納付業務
委託の開始時期及び期限	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う 情報保護対策	<p>区は、納付サービス提供事業者及びクレジットカード指定代理納付者の両者に対して以下の情報保護対策を行う。</p> <p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、仕様書に新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を明記するとともに、別紙「特記事項」を付す。 2 必要に応じて、区職員が立入り調査等を行い、個人情報の管理及び保管状況の確認を行う。 3 取得される個人情報の取扱いについて、区のホームページ内のモバイルレジを活用した納付に係るページに本サービスの仕組み(利用者は、モバイルレジ専用アプリをダウンロードし、利用規約を確認し、納付手続きを開始する。実際に利用することにより利用規約に同意したものとみなすこととなる。)及び取扱う具体的な情報項目について周知する。 <p>区は、納付サービス提供事業者に対して以下の情報保護対策を行う。</p> <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 接続するネットワークは専用回線とし、通信する相手を限定する。 2 収納データを受信できる端末を限定する。 3 使用する端末へのログイン及び収納データの受信時は、ユーザID及びパスワードによる認証及びアクセス権限の確認を行う。 4 専用端末(令和3年9月以降は、LGWAN対応端末)に一時保存したデータは、介護システム登録後削除する。
受託事業者に行わせる情 報保護対策	<p>納付サービス提供事業者及びクレジットカード指定代理納付者の両者に次に掲げる情報保護対策を行わせる。</p> <p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託先に、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例を遵守させる。 2 個人情報取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 3 委託にあたり取り扱った個人情報は、定められた期日に消去させ、区に報告させる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区又は納付サービス提供事業者もしくはクレジットカード指定代理納付者と接続するネットワークは専用回線とし、通信する相手を限定させる。 2 送信する情報は、暗号化により特定相手以外は解読不能とさせる。 3 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止させる。 4 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止させる。 5 ネットワーク機器等を制御し、通信できるシステムを限定させる。 6 情報を取り扱う端末については、電子証明書及びユーザID・パスワード等の確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当職員以外の利用はできないものとさせる。 7 情報へのアクセス制御を実施し、職員が利用できる情報を限定させる。 8 ログや操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録させる。 9 利用する端末には、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定するなど、情報を容易に外部へ持ち出せないようにさせる。 10 サーバ監視及びデータバックアップを行わせる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製しては

ならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。